

ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施業務委託 仕様書

1 業務名

「ぎふ建設人材育成リーディング企業セミナー実施」業務委託

2 業務期間

契約日から令和3年12月31日まで

3 目的

建設産業は社会資本整備の担い手であるとともに、地域の防災・安全を支える重要な役割を担っている。しかしながら、経営環境の悪化や、建設産業に持たれているマイナスイメージにより、若年入職者の減少、従事者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が大きな課題となっている。

このため県では、平成29年度から労働環境の改善や人材の育成等に積極的に取り組む建設業者や建設関連業者を県が「ぎふ建設人材育成リーディング企業」と認定することによって、企業の自主的な取り組みを促す施策を展開してきた。

制度開始から3年が経過し、当初認定を受けた企業が更新時期を迎えており、企業には本認定制度における更なるレベルアップを目指してもらう必要がある。そのためには、各企業が自社の課題・問題を認識し、それに対する適切な対応策を検討できなければならないが、そもそも本認定制度が新しい仕組みであり、かつ企業が自社を客観的視点で見直す取り組みを要することから、そのポイントは分かりにくい。

よって、認定評価項目を意識し自社の課題を見直せるワークショップ形式のセミナー開催により、本認定制度の高度な活用を後押しすることで、さらなる担い手確保や業界全体のイメージアップを図る。

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、セミナーを計3回企画し、実施すること。なお、1回あたりのセミナーは3～6時間とする。

(1) セミナー受講企業の募集

県から提供した「ぎふ建設人材育成リーディング企業一覧」を基に、セミナー参加者を効果的に募集する。なお、定員は40人とし、計3回のセミナーを3回とも受講可能なものを対象とする。また、受講希望企業が多数の場合は、効果的な方法で選定のうえ、セミナー案内を行うこととする。

(2) セミナーの実施

次のテーマに沿い、計3回セミナーを行うものとする。なお、単に講義を行うだけでなく、グループワーク等を行わせ、各企業の問題点を自ら認識をさせたうえで解決手法を導くといった演習を行うこととする。

また、各セミナー実施前には県と打ち合わせを行うこととする。

① 「課題認識セミナー」の実施（7月頃）

(ア) 講義

ぎふ建設人材育成リーディング企業としてあるべき姿及び自社診断等
(待遇改善、人材育成、社風改善、魅力発信)

(イ) 演習

自社の課題をもとに行動計画の作成

② 「課題深掘りセミナー」の実施（8～9月頃）

(ア) 講義

ベンチマーク企業の事例紹介及びさらなるレベルアップのためになすべきこと等

(イ) 演習

1～2か月間の実践結果の発表と更なる課題の抽出

③ 「知見の共有セミナー」の実施（9～11月頃）

(ア) 講義

地域の建設業の底上げを図る方法及び自社、業界の魅力を発信する方法等

(イ) 演習

2～4か月間の実践結果の発表と今後残された課題

(3) アンケートの実施及び報告書の提出

各回のセミナー実施後に参加者に対してアンケートを実施し、その結果をまとめるとともに、セミナー実施報告書（様式は問わない。講師から見た所感、今後の課題等について記載）を提出する。

5 業務実施体制

(1) 受託者は、本業務を実施する事業実施責任者を配置すること。

(2) 事業の実施にあたり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

(3) 事業実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

6 支払条件等

(1) 県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

(2) 収入（収益）が生じた場合は、返還又は委託費の減額の対象とする。ただし、県が認めた場合には事業費に充当することができる。

(3) 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

(3) 個人情報保護

別記1「個人情報取扱特記事項」によること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

研修受講者の集団感染が発生しないよう、県「コロナ社会を生き抜く行動指針の『3 県の

催事施設』」を参考に、必要な感染予防を講じること。

8 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) 感染症、自然災害及びその他の事由により業務の継続が困難となった場合

感染症、自然災害及びその他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

10 研修実施機材について

県で準備することができる機材は、マイク、パソコン、プロジェクター及びスクリーンとする。

11 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、受託者は速やかに事業実施計画及び実施体制表を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。